反社会的勢力への対応に 関する規程

株式会社三重県農協情報センター

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実	施	日
1. 0	初版	201	5. 04	. 01
1. 1	反社会的勢力の確認に関するJA三重信連への申請手続きを見直すことに 伴い、本取扱規程についても同会の規定内容とあわせるよう申し入れがあったため。 <主な改正点> ・従業員採用時の確認を追加。 ・取締役会、コンプライアンス委員会の役割、組織態勢を明記。	202	1. 12	. 01

目 次

- 第 1条 目的等
- 第 2条 定義等
- 第 3条 反社会的勢力にかかる基本対応
- 第 4条 取締役会
- 第 5条 コンプライアンス委員会
- 第 6条 組織態勢
- 第 7条 統括部署等の役割
- 第 8条 取締役会等への報告
- 第 9条 改廃

反社会的勢力への対応に関する規程

規程番号 0206-0000-00-規制 定日 2015年 4月 1日 改正日 2021年12月 1日

(目的等)

- 第 1条 この規程は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引排除に関して、 基本対応、態勢等に関する事項を定め、株式会社三重県農協情報センター(以下「当社」 という。)の健全な経営を確保することを目的とする。
 - 2 この規程は、「コンプライアンス基本方針」および「反社会的勢力への対応に関する基本方針」の下位に位置する基本規程である。

(定義等)

- 第 2条 この規程において「反社会的勢力」とは次の(1)および(2)をいう。
 - (1)以下に該当する団体および個人
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)
 - ② 以下に該当する関係を有する者
 - ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係
 - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
 - エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をして いると認められる関係
 - オ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係
 - (2) 以下に該当する行為をおこなう団体および個人
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他上記①~④に準ずる行為
 - 2 この規程において管理する「取引」とは次のものをいう。
 - (1) 外部委託
 - (2)機器・設備等の受発注
 - (3)機器・設備等の保守
 - (4)機器・設備等の賃貸借
 - (5)経費等の支払い
 - 3 この規程で使用する用語の定義は次のとおりとする。
 - (1) 信連コンプライアンス統括部署 三重県信用農業協同組合連合会のコンプライアンス統括部署をいう。
 - (2) 顧客属性照会システム 反社会的勢力にかかる新聞等公知情報、県域における情報登録機能等を実装した

農林中央金庫が提供するシステムをいう。

(反社会的勢力にかかる基本対応)

- 第 3条 当社は、「コンプライアンス基本方針」および「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、確固たる信念をもって排除の姿勢を堅持する。反社会的勢力との取引排除に向けては民事・刑事上の両面からの法的な対応も実施する。また、警察、公益財団法人暴力追放三重県民センター、弁護士等の外部専門機関(以下「警察等外部専門機関」という。)とも連携をとり、反社会的勢力への資金提供は一切おこなわない。事実隠蔽等のために反社会的勢力との裏取引は一切おこなわない。
 - 2 契約締結に際しては、原則暴力団排除条項を導入する。同対応により、反社会的勢力が取引先となることを未然に防止するとともに、契約締結後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合等に、速やかに取引関係を解消する。
 - 3 反社会的勢力との取引排除にかかる基本対応は次のとおりとする。
 - (1)新規取引

相手方が反社会的勢力である場合には、契約の締結等新規取引はおこなわない。

- (2) 既往取引
 - ① 当社が、反社会的勢力と知らずに何らかの取引関係を有してしまった場合には、 相手が反社会的勢力であると判明した時点で、速やかに取引関係を解消する。
 - ② 反社会的勢力と関係が無かった取引先等が反社会的勢力の影響下に入った場合等についても、上記①と同様にそれが判明した時点で、速やかに取引を解消する。
 - ③ 上記①、②による既往取引先との取引解消に際しては、当社役員および従業員の 安全確保に留意し、該当する取引契約における暴力団排除条項の有無、取引経緯や 取引内容等を踏まえ、警察等外部専門機関と十分連携のうえで、個別事案ごとに方 針を策定し組織的な対応をおこなう。
- (3) 従業員の採用

従業員の採用にあたっては、反社会的勢力に該当しないことを確認し、反社会的勢力であると判明した場合には採用しない。

(取締役会)

第 4条 取締役会は、当社のコンプライアンス態勢の一環として、「コンプライアンス基本方針」および「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に沿った適切な態勢整備について、最終的な責任を負う。

(コンプライアンス委員会)

第 5条 コンプライアンス委員会は、前条の取締役会の責任を果たすため、反社会的勢力との 取引排除態勢の整備にかかる企画、推進および進捗管理に関する重要事項を協議または 報告事項とするとともに、必要に応じて取締役会に付議または報告する。ただし、コン プライアンス委員会での協議・報告については、コンプライアンス委員会の構成員全員 が参画する別の会議体での協議・報告をもってこれに代えることができるものとする。

(組織態勢)

- 第 6条 反社会的勢力との取引排除にかかる組織態勢は次のとおりとする。
 - (1) 反社会的勢力との取引排除にかかる総責任者は代表取締役社長とする。代表取締役社長は、反社会的勢力との取引排除にかかる態勢を適切に整備する責任を負う。
 - (2) 反社会的勢力との取引排除にかかる統括部署は、コンプライアンス担当部署とする。 コンプライアンス担当部署長は、総責任者の指示を適宜受けながら、関係部署と連携

して、反社会的勢力との取引排除に取り組む。

(統括部署等の役割)

- 第 7条 反社会的勢力との取引排除にかかる統括部署等の役割は次のとおりとする。
 - (1) 統括部署の役割
 - ① 規程の整備および施策等の企画立案・推進
 - ② 各部署で上記第2条第2項の取引をおこなう場合の信連コンプライアンス統括 部署への顧客属性照会システムの照会の実施周知、指導
 - ③ 信連コンプライアンス統括部署への顧客属性照会システムの照会依頼、結果確認
 - ④ 反社会的勢力に該当するか否かの判断にかかる信連コンプライアンス統括部署 との協議
 - ⑤ 各部署における反社会的勢力からの干渉への対応に関する指導、助言
 - ⑥ 各部署の反社会的勢力との取引排除にかかる対応状況の把握
 - ⑦ 反社会的勢力との取引排除にかかる対応状況のコンプライアンス委員会等への 報告
 - ⑧ 定期的な役員および従業員向け研修の開催、指導
 - ⑨ 警察等外部専門機関との関係維持
 - (2) 各部署における体制とその役割
 - ① 反社会的勢力排除責任者
 - ア 反社会的勢力排除責任者(以下「排除責任者」という。)は、各部署の長とする。
 - イ 排除責任者は、反社会的勢力との取引排除にかかる対応を統括する。
 - ウ 排除責任者は、取引先が反社会的勢力の疑いがある場合の調査の実施、および 反社会的勢力である場合等の管理先対処方針を作成する。
 - エ 排除責任者は、反社会的勢力と判明した先の取引解消までの対応状況をコンプライアンス担当部署へ報告する。
 - オ 排除責任者は、取引先が反社会的勢力、もしくはその疑いがあることが判明した場合は、速やかにコンプライアンス担当部署へ報告する。
 - カ 排除責任者は、当社社屋に反社会的勢力の介入等がなされた場合には、速やか にコンプライアンス担当部署宛報告、対応協議を実施するとともに、警察等外部 専門機関とも連携した対応をおこなう。
 - キ 排除責任者は、入手した反社会的勢力情報を定期的にコンプライアンス担当部 署へ報告する。
 - ② 反社会的勢力排除管理者
 - ア 排除責任者は、自部署の管理職等から反社会的勢力排除管理者(以下、「排除管理者」という。)を指名する。
 - イ 排除管理者は反社会的勢力に対抗し、排除責任者の指示のもと、関係部署、コンプライアンス担当部署または警察等外部専門機関とも連携のうえ、反社会的勢力との面談・交渉など、取引排除に向けた適切な対応をおこなう。
 - ウ 排除管理者は、警察等外部専門機関から反社会的勢力にかかる情報を得た場合 は、排除責任者に報告する。
 - ③ 反社会的勢力排除担当者
 - ア 排除責任者は、自部署の排除管理者以外の者から反社会的勢力排除担当者(以下、「排除担当者」という。)を指名する。
 - イ 排除担当者は第3条に定める基本対応に基づき、適切な対応をおこなう。
 - ウ 排除担当者は取引先が反社会的勢力であることが判明した場合、排除管理者および排除責任者と対応について協議し、管理先対処方針に基づき、取引解消まで

の対応・管理をおこなう。管理状況については定期的に排除責任者に報告する。

(取締役会等への報告)

- 第 8条 次に掲げる事項について、コンプライアンス担当部署長は、速やかに代表取締役社長 に報告する。その後、第3項に基づきコンプライアンス委員会に報告するとともに、監 査役に報告する。
 - (1) 反社会的勢力から不当要求等がなされた場合
 - (2) 反社会的勢力との取引が判明した場合
 - (3) その他、反社会的勢力との取引に関して、緊急かつ当社の経営に重大な影響があると判断される場合
 - 2 次に掲げる事項について、コンプライアンス担当部署長は、コンプライアンス委員会 に付議する。協議の結果を踏まえ、代表取締役社長は、取締役会へ付議する。
 - (1) 反社会的勢力との取引排除にかかる基本規程の制定・改廃
 - (2) その他、反社会的勢力との取引に関する重要な事項等
 - 3 次に掲げる事項について、コンプライアンス担当部署長は毎月、コンプライアンス委員会へ報告する。代表取締役社長は、コンプライアンス委員会への報告内容について、 半期ごとに取締役会に報告するとともに、監査役に報告する。
 - (1) 反社会的勢力との取引排除にかかる対応状況
 - (2) その他、反社会的勢力との取引に関する必要な事項

(改 廃)

第 9条 この規程の改廃は、取締役会においておこなう。